

令和6年12月号 広報ぎとく

者署所二
察在正
成警駐
栖徳原
作鳥儀吉



☆冬の交通安全県民運動☆



期間 令和6年12月11日(水)～12月20日(金)

冬の交通安全県民運動は「やめよう！佐賀のよかろうもん運転」をスローガンに実施されます。

運動の重点は

- 横断歩行者を始めとした歩行者の保護
- 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 自転車・小型特定原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底の3項目となっています。

道路を横断する際は、手を差し出すなどの**ハンドサイン**でドライバーに横断の意思をはっきりと示しましょう。

また、この時期は日没が早まりますので、早めのライト点灯、夜間は原則**ハイビーム(上向き)**で早めに歩行者や自転車を発見し、交通事故を防止しましょう。



北朝鮮拉致問題

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。



平成18年6月、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

拉致問題を風化させないため、理解と関心を持つことが大切です。

～拉致 必ず取り戻す～

マナーを守って正しい狩猟

11月15日から狩猟期間に入りました。

昨年度、県内での事故の発生はなかったものの、**全国では10件発生しました。** 事故を起こした方の特徴としては、**10名中7名が60歳以上の方**であり、同じく**5名が猟銃等の所持歴が20年以上の方**となっています。

次のことに十分注意して**事故の未然防止に努める**ようにして下さい。

銃の取り扱いに慣れる

狩猟区域の確認

識別し易い服装の着用

猟場の地形の把握

無理な狩猟工程の実施の抑止

